

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

地震の被害状況について

18日の地震から1週間が経ちました。多くの方が平常の生活に戻っているのではないのでしょうか。地震被害の実態把握の訪問や民商への相談で被害状況が寄せられました。お店などで商品や備品の破損、住居内で家財道具の破損が多数寄せられました。1日お店を休業したという方から、飲食店の会員さんはガスの供給が止まったことで3日間休業された方もいます。建物設備が破損し全面休業していたイズミヤ千里丘店に支店を出店していた会員さんも23日まで営業ができませんでした。

不動産賃貸をされている会員さん数名からは賃貸物件の損壊も寄せられています。吹田市、茨木市で数件の被害が寄せられました。多くがヒビや外壁の剥離でした。なかには大阪市大正区の物件でも修繕が必要な破損があったそうです。

転居を余儀なくされた会員さんもあります。賃貸で住んでいた平屋1階建ての屋根が破損。建物が古くなっていることもあり大家が修繕をしないことを判断し、転居費用を負担することを条件で退去を求められています。公営住宅などの入居も勧めましたが、長年住み慣れた地域に住み続けたいと転居先を周辺で探されています。



り災証明書について

先週号でお知らせしたり災証明書は、住家(住居)の被害程度を証明するもので、事業所の建物は対象ではありませんでした。申し訳ありませんでした。また証明の依頼は資産課に電話で申請できますが、証明書の発行は市役所市民課の窓口に行く必要がありますので、ご注意ください。

民商会館も壁にクラック(ひび割れ)が見受けられ市役所に申請しました。その手順を紹介します。

- ① 被害箇所を撮影
落ち着いてから会館の破損箇所の撮影をしました。これは翌日以降の被害進行の確認もかねています。
- ② 市役所に行つて申請。写真を市役所に提出。
- ③ 市役所から連絡あり。被害の確認に職員2名で来館。破損場所の紹介を職員にする。20分ぐらい被害箇所を確認されました。その後、罹災証明書を発行します。2週間後に資産税課に取りに来てください。と指示うけました。(後日事業用の建物は、り災証明書の対象ではなく、り災届出証明書のご案内をいただきました。)

②では写真は必要ありませんでしたが、③で職員の方が被害確認される時に写真をみて被害確認されたのでスムーズな調査ができました。写真がなくても修理等の領収書があれば写真の代わりになることもあります。

り災証明書の一部損壊(即日発行が準備中)
吹田市のホームページによると、「一部損壊」の場合、持参した被災状況のわかる写真などがあれば、現地調査を不要として即日でり災証明書の発行ができる準備を進めているそうです。

り災届出証明書について

動産等住家以外の被害については、届出があったことを証明するものとして「り災届出証明書」が発行されます。必要であれば直接市民課で申請します。申請書は吹田市のホームページと市民課窓口にあります。本人確認書類(運転免許証など)や代理の場合は委任状が必要になります。

吹田市に緊急要望書を提出

「大阪府北部地震」における緊急要望書

貴職におかれましてはこの度の地震被害からの住民生活の復旧にご尽力いただきありがとうございます。今回の地震では吹田市内でも、負傷などの人的被害、建物の一部損壊や家財、営業用資産、商品など動産の損傷、ライフライン停止などによる営業休止など、様々な被害が出ています。つきましては以下を要望いたしますので、よろしく願います。

- (1) 住民及び事業者の被害状況を調べ、その内容や被害状況を公表していただくこと。また今回の経験から今後の教訓を導き出し、住民に公表していただくこと。
- (2) 地震被害者の総合的な相談窓口を設置していただくこと。
- (3) 地震被害者を励ますうえでも、全国各地で実施され、吹田市議会でも意見書が採択されている住宅リフォーム助成制度や商店リニューアル助成制度を早期に創設して、地域経済の循環的な振興に役立てていただくこと。
- (4) 国民健康保険料、介護保険料、市民税、固定資産税等の災害での減免基準の多くが「住宅や家財などに著しい損害(半壊以上)」とされていますが、相談者の実態をよく把握し柔軟に対応して減免していただくこと。
- (5) 地震の被害により税金、社会保険料を一時的に納められない住民には、「徴収の猶予」「換価の猶予」など納税緩和措置を積極的に適用していただくこと。また延滞税などは免除していただくこと。
- (6) 地震発生前からの税金、社会保険料の滞納に対しては差押え、換価は一定の期間行わないこと。滞納者の地震による被害がないか把握に努め滞納者の希望をよく聞き、分納に応じること。
- (7) 倒壊もしくは危険と判断されるブロック塀の所有者が、それらを撤去もしくは安全な塀に更新する場合には、一定の補助を支給していただくこと。
- (8) 災害救助資金の貸付要件から連帯保証人を外すこと。また住宅の修繕等にも対応できる貸付制度を創設し、同様に連帯保証人は不要とすること。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と！